



## 国民年金保険料の免除制度が変わります

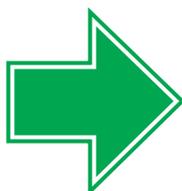
～「3種類の保険料一部納付(免除)制度」が平成18年7月からスタート～

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除制度」または「一部納付制度」をご利用ください。

これまでの「全額免除」と「半額納付」に加え、新たに「**4分の1納付**」と「**4分の3納付**」が加わり、「全額免除制度」と「3種類の一部納付制度」になります。

### 平成18年6月まで

- ・全額免除
- ・半額納付  
(半額免除)



### 平成18年7月から

- ・全額免除
- 新** ・4分の1納付
- ・半額納付
- 新** ・4分の3納付

平成18年度の1か月分の保険料額は次のとおりです。

	保険料額	免除される額
全額免除	0円	13 860円
4分の1納付	3 470円	10 390円
半額納付	6 930円	6 930円
4分の3納付	10 400円	3 460円
全額納付	13 860円	0円

全額免除または一部納付の対象となるためには、本人・配偶者・世帯主のそれぞれの所得が一定の基準額以下であることが必要となります。

また、一部納付制度においては、納付すべき保険料額を納付されなかった場合は、一部免除が無効となり、未納と同じ扱いとなりますのでご注意ください。

## 仙北市の医療費(4月診療分)

### ●国保

世帯数	6,997戸
被保険者数	15,403人
(老人保健以外)	11,249人
総医療費	16,280万5千円
1人あたり医療費	14,472円
1世帯あたり医療費	23,267円

### ●老人保険

加入者	5,860人
総医療費	32,000万8千円
一人あたり医療費	54,609円

### ●福祉医療

受給者	3,119人
個人負担への助成額	1,580万1千円
1人あたり助成額	5,066円